

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の母が、申立期間当時に私の住所地であったA市区町村の国民年金担当窓口に出向き、納付書により納付したにもかかわらず、未納と記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和41年1月（国民年金加入時）から59年\*月（60歳到達時）までの期間、国民年金に任意に加入し、申立期間を含む全ての国民年金加入期間の国民年金保険料を納付しており、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人のオンライン記録、特殊台帳及びA市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿において、申立期間より前の期間である昭和52年1月から同年3月までの期間に係る国民年金保険料は当初未納と記録されていたが、申立人が所持する当該期間に係る国民年金保険料の領収証書により、保険料納付が確認できたことから、年金事務所は平成23年12月15日に当該期間を未納期間から保険料納付済期間に変更する記録訂正を行っていることからすると、申立期間当時、行政側の記録管理が必ずしも適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年10月まで

夫が事業所を退職した直後の平成2年4月に、A市区町村において国民年金の加入手続を行った。申立期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付場所については覚えていないが、私が所持する預金通帳には、平成2年4月26日に、国民年金保険料の納付に充てるため、28万円を引き出した旨の記載があるので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立人が所持する申立人名義の預金通帳には、平成2年4月26日に58万円を引き出したことが記録されている上、その記録の備考欄には「30万別口に、28万→国民年金」とメモ書きされていることが確認できる。しかしながら、申立人は、「預金通帳に『国民年金』として28万円を引き出したことを示すメモ書きがあるものの、国民年金保険料をいつ、どこで、いくら納付したかについては、記憶がない。」旨を供述しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況について、記憶が明確ではない。

また、オンライン記録及びA市区町村が管理していた申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人は、平成2年4月1日に国民年金第三号被保険者の資格を喪失しており、申立期間は国民年金に未加入の期間と記録されているところ、オンライン記録から、社会保険事務所（当時）は同年4月9日に当該資格喪失の処理を行っていることが確認できる上、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者の資格が訂正又は取り消された形跡もうかがえないことから、58万円を引き出した同年4月26日時点において、行政側は申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったことが認められる。

さらに、「国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件」（昭和49年5月31日付け社会保険庁告示第10号）によると、前述の平成2年4月26日時点において、申立期間のうち、4年4月から同年10月までの期間に係る国民年金保険料は前納することができない上、前納することが可能である2年4月から4年3月までの期間に係る国民年金保険料の前納額は19万8,270円であり、申立人の預金通帳にメモ書きされた28万円と金額が相違している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。